

令和7年度第1回今治圏域災害医療対策会議

次 第

令和7年8月6日（水）15:00～

東予地方局今治支局4階大会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和7年今治市林野火災の対応について（資料1）
- (2) 上島町の福祉避難所及び個別避難計画について（資料2）
- (3) 意見交換

3 閉 会

【資料】

次第 （配席図、委員名簿、設置要綱）

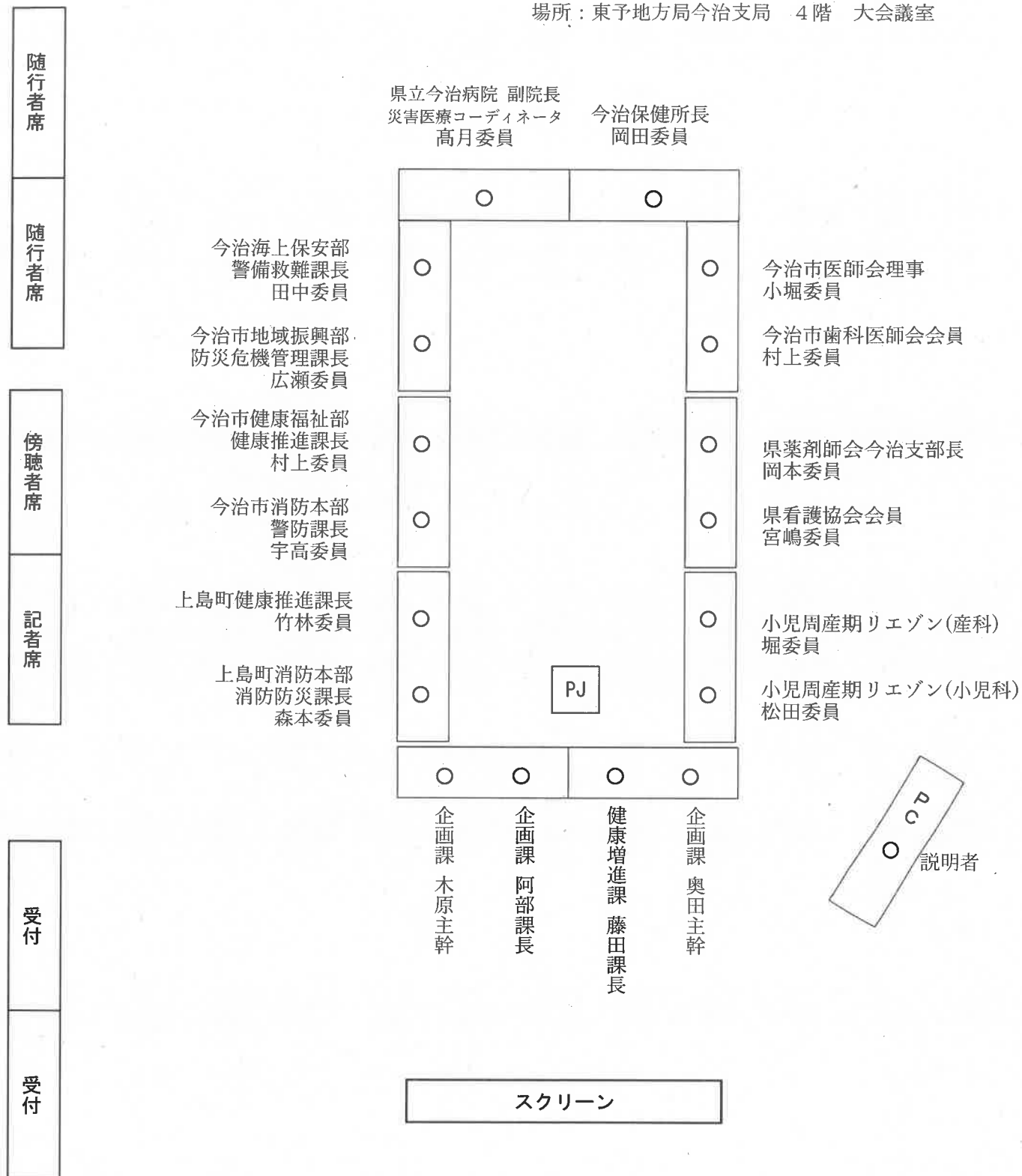
資料1 令和7年今治市林野火災 消失範囲図、時系列等

資料2 福祉避難所及び災害時避難行動要支援者、個別避難計画策定の現状について（上島町）

令和7年度 第1回今治圏域災害医療対策会議 配席図

日時：令和7年8月6日（水）15：00～

場所：東予地方局今治支局 4階 大会議室



今治圏域災害医療対策会議委員名簿

区分	所属	委員氏名	備考
災害拠点病院 コーディネータ	愛媛県立今治病院副院長	高月 秀典	(副会長)
医療関係団体	今治市医師会理事	小堀 陽一郎	
医療関係団体	今治市歯科医師会会員	村上 稔	
医療関係団体	愛媛県薬剤師会今治支部長	岡本 ひとみ	
医療関係団体	愛媛県看護協会会員	宮嶋 優里	
小児周産期 リエゾン(産科)	愛媛県立今治病院 産婦人科医監部長	堀 玲子	
小児周産期 リエゾン(小児科)	愛媛県立今治病院 小児科部長	松田 修	
消防機関	今治市消防本部警防課長	宇高 吉泰	
消防機関	上島町消防本部消防防災課長	森本 和義	新任
海上保安部	今治海上保安部警備救難課長	田中 元	新任
市町	今治市地域振興部防災安全局 防災危機管理課長	広瀬 幸貴	
市町	今治市健康福祉部健康推進課長	村上 能朗	
市町	上島町健康推進課長	竹林 佳子	
保健所	今治保健所長	岡田 克俊	(会長)

今治圏域災害医療対策会議設置要綱

(設置)

第1条 今治圏域における災害医療の課題と対策を予め検討するとともに、災害時に域内の医療を確保するため、今治圏域災害医療対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 域内の災害医療体制の構築
- (2) 災害時における域内の医療救護に係る連絡調整
- (3) その他、県及び域内の災害医療に関し必要な事項

(構成)

第3条 会議は、次項に定める域内の関係機関で構成する。

- 2 前項に規定する関係機関は、災害拠点病院、市医師会、市歯科医師会、県薬剤師会支部、県看護協会、消防機関、海上保安部、市町及び保健所とするが、必要に応じて追加することができる。
- 3 会議の委員は、保健所長が委嘱する。ただし、災害拠点病院コーディネータを参画させるものとする。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が交代した場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は保健所長とし、副会長は災害拠点病院コーディネータとする。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会務に当たる。
- 5 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できない時は、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係機関以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 事務局は、今治保健所企画課に置く。

- 2 会議の運営に係る事務は、事務局で行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行する。